

6 県内に主たる営業所を設置する大臣許可業者の入札参加資格審査申請について

(1) 入札参加資格審査申請

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を受領後、管轄の各県民局建設部管理課へ連絡し、受付審査日の指定を受けてください。審査は、経営事項審査の指定審査を実施している会場で実施します。

第1回受付期間に申請できなかった場合には、第2回～第4回の追加受付期間中に、岡山県庁(土木部監理課建設業班)へ直接持参してください。

なお、提出書類は、許可番号、許可業者名、決算日を記載したA4サイズの封筒に入れて提出してください。

(2) 変更届

県内に主たる営業所を設置する大臣許可業者の方(知事許可業者から大臣許可業者に許可換えした方を含む。)は、申請書提出(受理)後、下記の変更事項等が生じた場合は、遅滞なく変更届(様式7)を提出してください。

※岡山県知事許可業者は、建設業許可に係る許可申請又は変更届等により処理しますので提出は不要です。

変更事項等	添付書類
商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本(写し可)又は登記事項証明書(写し可)
代表者の氏名	
主たる営業所の所在地	
許可番号及び許可年月日 ※許可を更新した場合、速やかに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可通知書の写し ※発行年月日が3月以内のものに限ります。 又は ・国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」(https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/)の必要ページを印刷したもの ※「建設業者の詳細情報」及び「営業所の一覧」(従たる営業所を有する場合のみ)を印刷して添付 ※PDFに印字された日付が3月以内のものに限ります。 ※建設業許可通知書又は同検索システムに最新情報が掲載されていない場合のみ、建設業許可証明書を添付
許可区分の変更 ※一般 → 特定 特定 → 一般 知事許可 → 大臣許可 など	
営業の休廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業届(変更届ではなく辞退届(様式9)に添付)

※ 添付書類も含めて同一の作りとなっているものを2部提出してください。
 ※ 郵送提出の方は、切手を貼付し、かつ、送付先を明記した返信用封筒を同封してください。